

第1章

総則

【相続開始の原因】

第882条

相続は、死亡によって開始する。

【相続開始の場所】

第883条

相続は、被相続人の住所において開始する。

用語

被相続人

相続財産を有していた死者。

住所

人の生活の本拠地（22条）。

資料1

相続の開始—一人の死亡

人が死亡すれば、相続の効力が発生します。これを**相続の開始**といいます(882条)。戦前の家督相続では、戸主が隠居をすれば、生前であっても家督相続が開始されることになっていましたが(旧964条)、家督相続を廃止した現行法では、人の死亡が唯一の相続開始原因です。人が死亡した場合、医師の死亡診断書又は死体検案書を添えて役所に死亡届を提出しますが、死亡届の提出及び戸籍への記載は相続開始の要件ではありません。

水害や火災その他の災害によって死亡したことは確実だが、死体が発見されない場合には、その取り調べにあたった官庁又は公署が死亡の認定をして死亡地の市町村長に死亡の報告をすれば戸籍に死亡の記載がなされます(戸籍法89条)。これを**認定死亡**といいます。

認定死亡は死亡したことが確実な場合でなければすることができないので、たとえば夫が蒸発し、音信不通のため、生死不明

の状態が長期間継続している場合には、死亡を認定することができません。しかし、それでは夫の生死不明の状態が続く限り妻はいつまでもたっても夫の財産を相続することができません。そこで、このように、従来住んでいた所を去った不在者の生死不明の状態が長期間継続している場合には、不在者の配偶者等の利害関係人は、家庭裁判所に対し**失踪宣告**を申し立てることができ(30条)、この申立てに基づき家庭裁判所により失踪宣告を受けた者は死亡したものとみなされることになっています(31条)。たとえその者がどこかで生きていたとしても、失踪宣告により法律上は死亡したものとみなされるので、その者の相続が開始されることとなります。失踪宣告を申し立てることができるのは、①不在者の生死が7年間明らかでない場合、②戦地に臨んだ者の生死が戦争終決後1年間明らかでない場合、③沈没した船舶に乗っていた者の生死が沈没後1年間明らかでない場合、④その

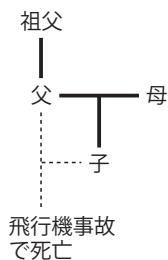
他の危難^{そうぐう}に遭遇した者の生死が危難が去った後1年間明らかでない場合です(30条)。死亡の時点は、①の場合は7年の期間が満

了した時、②の場合は戦争が終決した時、③の場合は沈没した時、④の場合は危難が去った時です(31条)。

資料2 同時死亡の推定

相続人が相続するためには、当然のことですが、被相続人が死亡した時点において相続人は生存していなければなりません。

では、たとえば次の図の父と子が乗っていた飛行機が墜落して2人とも死亡した場合、父の財産は誰がどのような割合で相続するのでしょうか(子の財産はゼロとします)。



まず、先に父が死亡し、その後で子が死亡した場合を考えてみます。父が死亡した時点では、子は生きていたのですから、父の相続人は配偶者である母と子で、その相続分は母が2分の1、子が2分の1です。

しかし、その後、子も死亡したので、子の相続が開始し、相続人は直系尊属である母だけですので、父死亡による子の相続分2分の1は母が相続し、母は、結局、父の全財産を相続することになります。

次に子が先に死亡したとすれば、どうなるでしょうか。子の相続

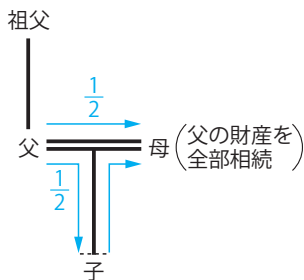
人は直系尊属の中でも親等^{しんとう}の近い父母ですが、子には財産がないので相続は問題になりません。子の死亡後に死亡した父の相続人は配偶者である母と直系尊属である祖父で、その相続分は、母が3分の2、祖父が3分の1です。

このように、父と子のどちらが先に死亡したかにより父の相続人とその相続分が異なるため、両者の死亡した時点を明らかにして、相続人と相続分を確定する必要があります。

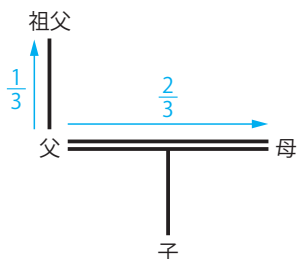
しかしながら、現代の最新の医学をもってしても、同一の飛行機事故で死亡した2人の親族の死亡の前後を確定することが不可能な場合があります。こうした場合には相続人と相続分が確定しないために、親族間で遺産をめぐる紛争が起きるおそれがあります。

そこで、民法にはこうした場合に備えて、「同時死亡の推定」に関する規定(32条の2)が置かれています。それによると、数人が死亡し、その中の1人が他の者が死亡した後も生存していたことが明らかでない

(1) 父が先に死亡した場合の相続



(2) 子が先に死亡した場合の相続 (同時死亡の場合)



ときは、これらの者は同時に死亡したものと推定されます。同時に死亡したと推定されると、一方が死亡した時点において他方は生存していなかったことになるので、互いの間に相続は起きないことになります。したがって、父と子が同時に死亡したものと推定される場合には、父の相続に関しては子はいなかったものとして扱われ、結局、

母と祖父が相続人となり、母が3分の2、祖父が3分の1を相続することになります。

なお、同時死亡の推定がはたらく場合にも、代襲相続^{だいしゅうそうぞく}が認められるので（887条2項）、死亡した子に子がいた場合、つまり被相続人である父からみれば孫がいた場合には、孫が代襲相続人となるので、直系尊属である祖父は相続できません。

【相続回復請求権】

第884条

相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から20年を経過したときも、同様とする。

用語

請求権

他人に対し一定の行為を請求しうる権利。

相続人

相続する者。

法定代理人

法律上、当然にある人（本人）の代理権を有する者。親権者（824条）や後見人（859条）など。

相続権

相続によって相続人が取得した包括的な権利。このほか、民法は、相続開始前における推定相続人の地位を相続権と呼んでいます（たとえば887条2項）。

資料

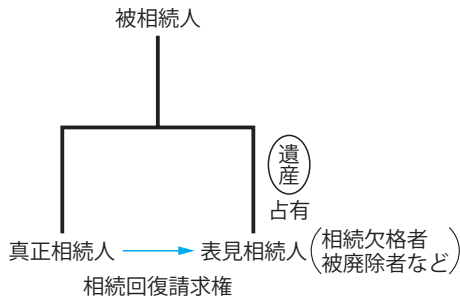
相続回復請求権

戸籍上は相続人としての地位にありながら、実際には相続権を有しない者（表見相続人）—たとえば欠格者（891条）や被相続人により廃除された者（892条）—が相続財産を占有している場合、真の相続人（真正相続人）は相続権の侵害を理由として表見相続人に対し相続財産の回復を請求することができます。この権利を**相続回復請求権**といいます。民法は884条において相続回復請求権の消滅時効を定めていますが、それ以外に、相続回復請求権の当

事者や内容については規定を設けていないので、判例や学説により次のように理解されています。

(1) 請求権者

相続回復請求権を行使することができるのは、遺産の占有を失っている真正相続人とその法定代理人です。遺産分割前に相続人から相続分を譲り受けた者（905条）は、相続人と同じ資格を有するので、相続回復請求権を行使することができます。しかし、遺産を構成する個々の財産^{ゆずりうけにん}の譲受人は、相



相続回復請求権を行使することはできず、所有権に基づく返還請求権によらなければなりません。

(2) 相手方

相続回復請求の相手方は、相続財産を占有している表見相続人です。前述した相続欠格者や被廃除者のほか、実際には他人の子でありながら戸籍上は被相続人の子として記載されている者、無効な婚姻・養子縁組に基づいて配偶者・養親を相続した他方配偶者・養子などがその例です。表見相続人から相続財産を取得した第三者に対しては、相続回復請求権ではなく、所有権に基づく返還請求権によって相続財産の回復を請求します。

共同相続人の一部の者が他の者を除外して相続不動産について相続登記をしたり、遺産分割をした場合の相続回復—具体的には登記の抹消・再分割請求—にも 884 条が適用されます。ただし、判例は、「共同相続人のうちの 1 人もしくは数人が、他に共同相続人がいること、ひいては相続財産のうちその 1 人もしくは数人の本来の持分を超える部分が他の共同相続人の持分に属するものであることを知りながらその部分もまた自己の持分に属するものであると称し、又はその部分についてもその者に相続による持分があるものと信ぜられるべき合理的な事由（たとえば、戸籍上はその者が

唯一の相続人であり、かつ他人の戸籍に記載された共同相続人のいることが**分明**でないことなど）があるわけでもないにかかわらずその部分もまた自己の持分に属するものであると称し、これを占有管理している場合は、もともと相続回復請求制度の適用が予定されている場合にはあらず、したがって、その 1 人又は数人は右のように相続権を侵害されている他の共同相続人からの侵害の排除の請求に対し相続回復請求権の時効を援用してこれを拒むことができるものではないといわなければならない」として、悪意又は過失ある共同相続人は、相続分を侵害された他の共同相続人からの相続登記の抹消請求や再分割請求に対し、884 条の消滅時効を援用してその請求を免れることはできないとしています（最判昭和 53 年 12 月 20 日民集 32 卷 9 号 1674 頁）。

(3) 行使の方法

相続回復請求権は必ずしも訴えの方法による必要はありません。裁判外の請求も、催告として消滅時効を中断する効力があります。

訴えによる場合、原告である相続人は、返還されるべき財産を逐一特定明示する必要はなく、相続財産を一括して回復請求することができます。原告は裁判において自分が相続人であること、及び返還されるべき財産が相続財産に含まれていたことを主張立証しなければなりません。被相続人がその財産につき権利を有していたことを立証する必要はありません。

(4) 消滅時効

相続回復請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から 5 年で、また相続開始の時から 20 年で時効により消滅します（884 条）。「相続権を侵害された事実を知った時」とは、単に相続開始の事実を知るだけでなく、自

分が真正相続人であることを知り、かつ自分
分が相続から除外されていることを知った
時です。

【相続財産に関する費用】

第 885 条

相続財産に関する費用は、その財産の中から^{しべん}支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。

②前項の費用は、遺留分権利者が贈与の^{げんさい}減殺によって得た財産をもって支弁することを要しない。

用語

遺留分権利者

相続財産につき遺留分を有する相続人。民法 1028 条に規定されています。

贈与の減殺

遺留分の割合だけ贈与の効力を失わせ、贈与されたものを取り戻すこと。

資料

相続財産に関する費用

相続人は、相続の承認又は放棄をするまでの間、相続財産を管理しなければなりません（918条）。さらに限定承認した相続人は、相続財産の管理を継続する一方で（926条）、債務及び遺留分^{いぞうべんさい}を弁済して相続財産を清算しなければなりません（927条以下）。このほか、財産分離の請求があった場合（943条・944条）や相続人不存在の場合（951条以下）などにおいても相続人や相続財産の管理人に管理・清算義務が課されています。

ところで、相続財産の管理・清算にあたって、いろいろな費用がかかることがあります。たとえば、相続不動産に対する固定資産税等の公租・公課、相続不動産が未登記であった場合の登記料（登録免許税）、財産目録作成費用、鑑定・換価・弁済・訴訟に要する費用などです。これらの費用を**相続財産に関する費用**といいます。

相続財産の管理・清算義務を負っている相続人等は、相続財産に関する費用を相続

財産から支払うことができます（885条1項本文）。相続人は相続開始前から有している自己固有の財産からその費用を支払う必要はありません。

このことは相続人が単純承認をして相続財産と固有の財産が1つになった場合には意味はありませんが、限定承認、放棄、財産分離などの場合には、相続財産と相続人の固有の財産が分離され、「相続財産に関する費用」債務については相続財産の限度で支払えばよいので、重要な意味を持ちます。

なお相続財産に関する費用であっても、相続財産の管理・清算にあっている相続人の過失によって生じた費用は、相続財産から支払うことはできず、過失ある相続人自身の固有財産から支払わなければなりません（885条1項ただし書）。ただし、相続財産を管理する際の注意義務の程度は「自己の財産におけるのと同一の注意」で足りるとされているので、過失が認定され

る場合は少ないといえます。

また、遺留分を侵害された遺留分権利者が減殺請求権（1031条）の行使によって

取得した財産は、相続財産費用の負担については相続財産には含めません（885条2項）。